

認定こども園制度改正の概要

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
(平成 24 年法律第 66 号) 平成 24 年 8 月 22 日公布

<認定こども園法改正概要>

- 学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ認可施設「幼保連携型認定こども園」を創設
- 従来の幼保連携型認定こども園制度は廃止

<新たな幼保連携型認定こども園制度のポイント>

- 学校教育、児童福祉及び社会福祉の各法体系で、学校 ※、児童福祉施設及び第 2 種社会福祉事業に位置付け
 - ※ 学校教育法ではなく認定こども園法により学校に位置づけ
- 設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人
- 設置等の手続き
 - ① 認可（法第十七条関係）
 - ・ 幼保連携型認定こども園の設置、廃止等は都道府県知事の認可
 - ② 設備及び運営の基準（法第十三条、第十七条関係）
 - ・ 都道府県は連携型認定こども園の設備及び運営について、主務省令の定めるところにより条例で基準を規定
 - ・ 都道府県知事は、認可に当たって、上記条例に適合していることを確認

